



平成 21 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ マ シ ナ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 堀 直 樹
(コード番号：5955 大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 (管 理 本 部 担 当) 川 瀬 晴 夫
TEL 0 7 5 (5 9 1) 2 1 3 1

(訂正) 定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、本年 6 月 25 日開催予定の第 134 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせ致します。

平成 21 年 5 月 27 日開催の取締役会において下記 1-(2)の株券電子化に伴う変更を決議しておりましたが、本日、下記 1-(1) 発行可能株式総数の変更を追加するものであります。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第 6 条の発行可能株式総数を 2 億 4,000 万株に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社は株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する規定についても削除するものであります(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 11 条第 3 項)。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされておりますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります(現行定款第 9 条、第 11 条第 3 項)。
 - ③ その他、上記変更に伴う条数の変更ならびに字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 5,960</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億 4,000</u> 万株とする。

現行定款	変更案
[新設]	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

3. 変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木曜日)

以上